

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第18号

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和35年鳥取市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表鳥取市立佐治地区公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。